

## 静岡県立静岡農業高等学校の施設等の開放に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱（以下「要綱」という。）

第10条第2項の規定に基づき、静岡県立静岡農業高等学校の施設等の開放について、その円滑な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (利用者の範囲)

第2条 要綱第5条に定める開放施設等を利用できるものは、スポーツ活動又は生涯学習活動を目標に掲げ、代表者を成人とする5人以上の団体とする。

### (利用団体の登録)

第3条 要綱第5条の規定に基づき、開放施設等を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、翌年度の利用について3月1日から3月31日までの間に開放施設等利用者登録申請書（様式第1号）を静岡県立静岡農業高等学校施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）へ提出しなければならない。

2 施設開放委員会は、翌年度の第1回会議において登録申請書を審査し、承認した団体には登録証（様式第2号）を交付する。

3 翌年度の途中における登録申請については、直近の施設開放委員会において審査し、承認した団体には登録証を交付する。

### (開放施設等の種類及び利用種目)

第4条 開放施設は、次の表の左欄に掲げる施設とし、利用できる種目は、それぞれ同表の右欄に掲げる種目とする。

開放施設	利用できる種目
普通教室等	週休日又は休日における本校生徒の学習支援事業
体育館	バレーボール、インディアカ、バスケットボール、バドミントン、ハンドボールその他施設開放委員会が適当と認めるもの
運動場	グラウンドゴルフ、ソフトボールその他施設開放委員会が適当と認めるもの
テニスコート	テニスその他施設開放委員会が適当と認めるもの
ハンドボールコート	ハンドボールその他施設開放委員会が適当と認めるもの

### (開放の日時)

第5条 開放時における開放時間は次のとおりとする。ただし、次の期間は開放しない。

- (1) 4月1日から4月30日まで
- (2) 1学期終業式翌日から8月31日まで
- (3) 12月28日から翌年1月3日まで
- (4) 3月1日から3月31日まで
- (5) 学校教育上または施設管理上支障がある日

	早 朝	午 前	午 後	夜 間
普通教室等		8時00分から 12時00分まで	12時00分から 17時00分まで	
体育館		9時00分から 12時00分まで	13時00分から 17時00分まで	19時30分から 21時00分まで
運動場		9時00分から 12時00分まで	13時00分から 17時00分まで	19時30分から 21時00分まで
テニスコート	6時00分から 8時30分まで	9時00分から 12時00分まで	13時00分から 17時00分まで	19時30分から 21時00分まで
ハンドボールコート		9時00分から 12時00分まで	13時00分から 17時00分まで	19時30分から 21時00分まで

(注1) 早朝・午前・午後の時間帯の開放は、土・日・祝日・長期休業中の平日で部活動が使用しない日とする。

(注2) 土・日・祝日の夜間は、19時00分からとする。

(利用計画の決定等)

第6条 施設開放委員会は、利用計画を決定の上、毎月当該計画を前月の末日までに公表する。

2 施設開放委員会は、学校運営上支障がある場合には、利用団体に対し利用の中止を命ずることができる。

(利用の手続)

第7条 施設を利用しようとする団体は、開放施設等利用申請書(様式第4号)を前月の10日までに施設開放委員会に提出し、許可を受けなければならない。

なお、前月11日以降の利用申請については、予約状況に応じて受け付けられるものとする。

2 施設開放委員会は、前項の申請を許可したときは、開放施設等利用許可証(様式第3号)を交付する。

3 利用団体は、開放施設等の使用が終わった場合は、速やかに施設開放委員会に開放施設等利用報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

4 第1項の許可を受けた者が、辞退し、又は変更しようとするときは、開放施設等利用許可証を添えて施設開放委員会に速やかに申し出、その指示を受けなければならない。

(利用の調整)

第8条 前月の20日の時点で同一の開放施設等を2団体以上が利用申込みをした場合は、相互の話し合い又は抽選により利用者を決定する。

(経費)

第9条 電気料等利用実績が明確に判明する経費については、利用団体が負担する。ただし、施設開放委員長が認める場合は、この限りではない。

- 2 電気料は、「行政財産の使用許可等の事務取扱いについて」(最終改正平成25年3月29日財管第800号総務部長通達)6により算定した使用電気料相当額を徴収する。ただし、部分使用の場合は、使用面積等により案分する。
- 3 電気料以外の経費のうち、利用者負担が適当と思われるものについては、県教育委員会と協議の上決定する。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用団体は、開放施設等の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 開放施設等の鍵の借用及び返還は、施設開放委員会の指示に従うこと。
- (3) 指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (4) 学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放を中止した場合は、これに従うこと。
- (5) 飲酒及び喫煙をしないこと。
- (6) 火気を使用しないこと。
- (7) 危険物を持ち込まないこと。
- (8) 騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと。
- (9) 利用終了後は清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
- (10) 開放施設・設備を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。
- (11) 登録証及び学校施設利用許可書を他の団体に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (12) 物品を展示する場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
- (13) 張り紙等の行為をする場合は、施設開放委員会の許可を得ること。
- (14) 物品販売等営利目的の行為は行わないこと。
- (15) 施設及び備品は大切に扱い、使用した備品等は必ず元の位置に戻すこと。また、外部へ持ち出さないこと。
- (16) 利用料(電気料)は指定する日までに、所定の金融機関へ必ず納入すること。

(罰則)

第11条 利用団体が前条の規定に違反した場合、施設開放委員会は当該団体のその後の開放施設の利用を禁止することができる。

(委任)

第12条 この細則に定めるもののほか、施設等の開放に関し必要な事項は、施設開放委員長が定める。

附則

この細則は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この改正は、平成18年6月20日から実施する。

附則

この改正は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附則

この改正は、令和7年4月1日から実施する。